

くん蒸消毒等作業

日本船舶航空防疫協会
事務局 千代田実業㈱ 03-5425-2250

青酸ガスくん蒸消毒作業料

1 基本料金

(単位 円)

容積 (C/M)		料金	容積 (C/M)		料金
	1,500 未満	135,000	12,000 以上	14,000 未満	370,000
1,500 以上	2,000 "	150,000	14,000 "	17,000 "	400,000
2,000 "	2,500 "	165,000	17,000 "	20,000 "	430,000
2,500 "	3,000 "	185,000	20,000 "	25,000 "	480,000
3,000 "	4,000 "	205,000	25,000 "	30,000 "	520,000
4,000 "	5,000 "	230,000	30,000 "	35,000 "	575,000
5,000 "	6,000 "	250,000	35,000 "	40,000 "	635,000
6,000 "	8,000 "	280,000	40,000 "	50,000 "	690,000
8,000 "	10,000 "	310,000	50,000 "		その都度協定
10,000 "	12,000 "	340,000			

2 付帯料金

ア 基本料金は、薬品代を含みません。

イ 青酸ガスボンベの場合高圧ガス扱いとなりますので、運搬費は別途実費を申し受けます。

ウ 薬価（青酸ガス）は全て輸入品の為、その都度お見積致します。

エ 作業連絡用、警戒用舷側ボート等通船料は船主のご負担となります。

オ 検疫所申請に必要な収入印紙代はつぎのとおりです。但し、検疫官出張の場合は旅費、日当が加算されます。

<衛生検査料>

(単位 円)

総トン数	衛生検査料
500 トンまで	15,600
1,000 "	23,900
5,000 "	29,400
10,000 "	32,500
50,000 "	44,500
50,000 トンを超過するとき	52,100

※50,000 トンを超える貨物船にあたっては 44,500 円

<再検査手数料>

検査する部分が船舶の全量の四分の一まで	船舶の全部に対する衛生検査の手数料の四分の一に相当する額
検査する部分が船舶の全量の四分の二まで	船舶の全部に対する衛生検査の手数料の四分の二に相当する額
検査する部分が船舶の全量の四分の三まで	船舶の全部に対する衛生検査の手数料の四分の三に相当する額
検査する部分が船舶の全量の四分の三を超過するとき	船舶の全部に対する衛生検査の手数料の額に相当する額

<証明書の手数料等>

(単位 円)

区分	手数料の額
船舶衛生管理（免除）証明書の交付	830
同上証明書の延長措置の申請	830
同上証明書の再交付	830

3 割増料金

- ア 特殊船（タンカー、鉱石船、漁業用母船、冷凍運搬船、客船、訓練船、部分燻蒸船等）については、基本料金の5割～10割増となります。
- イ 宿泊を要するに出張作業については旅費、日当、宿泊料、運搬費等実施の他、基本料金の3割～5割増とし、宿泊を要さない出張作業については、基本料金の2割増となります。
- ウ 雨・荒天作業は、基本料金の5割増、並びに地域によっては、冬期割増を申し受けます。
- エ 休日祭日作業は、基本料金の5割増、半夜及び徹夜作業は、その程度により夫々基本料金の5割～12割の割増料金を申し受けます。

4 その他の料金

ア 待機料金

本船の都合により作業開始が遅延した場合は、下記により待機料金を申し受けます。

1口1時間につき……………10,000円

イ 取消料金

諸準備完了後の作業取消については、取消料金として基本料金の3割を申し受けます。

- ウ 待機中、天候その他の事由により手配を解除し、又は作業日を変更した場合は1口につき30,000円を申し受けます。

備考：

- ①割増が重複する場合は、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。
- ②小型船舶（漁船）については、別途お見積り申しあげます。
- ③半夜作業は17時から21時まで、徹夜作業は21時から翌日の5時までとします。
- ④待機時間はあらかじめ決められた乗船又は投棄時刻の遅延をもって算出致します。

衛生管理免除検査に関する料金表

1 標準料金

(単位 円)

総トン数		免除検査
	5,000トン未満	56,000
5,000トン以上	10,000 "	58,000
10,000 "	50,000 "	60,000
50,000 "		その都度協定

2 付帯料金

- ア 検疫所申請に必要な収入印紙代は、下記のとおりです。 (単位 円)

総トン数	衛生検査料
500トンまで	15,600
1,000 "	23,900
5,000 "	29,400
10,000 "	32,500
50,000 "	44,500
50,000トンを超過するとき	52,100

※50,000トンを超える貨物船にあたっては44,500円

<再検査手数料>

検査する部分が船舶の全量の四分の一まで	船舶の全部に対する衛生検査の手数料の四分の一に相当する額
検査する部分が船舶の全量の四分の二まで	船舶の全部に対する衛生検査の手数料の四分の二に相当する額

検査する部分が船舶の全量の四分の三まで	船舶の全部に対する衛生検査の手数料の四分の三に相当する額
検査する部分が船舶の全量の四分の三を超過するとき	船舶の全部に対する衛生検査の手数料の額に相当する額

< 証明書の手数料等 > (単位 円)

区分	手数料の額
船舶衛生管理（免除）証明書の交付	830
同上証明書の延長措置の申請	830
同上証明書の再交付	830

イ 下見打合せ及び検疫官送迎ボート代又は車代は、別途実費を申し受けます。

ウ 証明書取得困難な場合、又は作業に手数料を要する場合は、その程度に応じて、別途作業料金を申し受けます。

エ 殺そ作業を要する場合は、別に定める殺そ作業料金表により、作業料を申し受けます。

オ 衛生検査受検上必要な作業（ゴキブリ駆除等）、納品（殺そ剤、殺虫剤等）がある場合は、別に定める料金を別途申し受けます。

3 割増料金

ア 出張作業については、旅費、日当、宿泊代の実費の他、基本料金の3割増以上となります。

イ 休日・祭日作業及び土曜日午後の作業は、基本料金の5割増以上となります。

ウ 漁業用母船、客船、訓練船等については、基本料金の5割増以上となります。

備考：小型船舶（漁船）については、別途お見積り申し上げます。

居住区のゴキブリ駆除作業料

1 基本料金

(単位 円)

総トン数	料金
3,000 トン未満	85,000
3,000 トン以上 5,000 "	90,000
5,000 " 7,000 "	95,000
7,000 " 10,000 "	105,000
10,000 " 20,000 "	115,000
20,000 " 50,000 "	125,000
50,000 "	その都度協定

< 注：本料金表は、薬価を含みます >

2 適用事項

ア ゴキブリ以外の害虫（クイムシ、コクゾウムシ、ナンキンムシ等）駆除については、その程度により、別途お見積り申し上げます。

イ 上記料金は、殺虫剤（有機燐剤）噴霧の作業料金を示し、他の薬品（塗布剤、ピレスロイド系薬剤、燻煙剤等）使用の場合は、別途お見積り申し上げます。

ウ 部分駆除作業は、基本料金の7割以上とします。

エ 器材・薬剤等の運搬費は、別途とします。

3 割増料金

ア 客船、フェリーボート、漁業用母船、訓練船等については、基本料金の7割以上となります。

イ 休日祭日又は半夜作業については、基本料金の3割増、徹夜作業については、基本料金の8割増となります。

ウ 出張作業については、旅費、日当、宿泊料、運搬料等実費の他、基本料金の2割ないし3割増となります。

備考：上記料金には通船料を含みません。

船艙の虫類駆除作業料

1 基本料金 (単位 円)

一船艙につき (単位 C/M)	料 金
2,000 未満	44,000
2,000 以上	48,000
3,000 "	52,000
4,000 "	56,000
5,000 "	別途見積り

<注：本料金表は、薬価を含みません>

2 適用事項

- ア 上記料金は、殺虫剤（有機燐剤）噴霧の料金を示し、他の薬品（塗布剤、ピレスロイド系薬剤、燻煙剤、ガス燻蒸剤等）使用の場合は、別途お見積り申し上げます。
- イ 一部の船艙のみ駆除を実施する場合は、最低料金 55,000 円を申し受けます。
- ウ 器材・薬剤等の運搬費は、別途とします。

3 割増料金

- ア 休日祭日又は半夜作業については、基本料金の 5 割増、徹夜作業については、基本料金の 12 割以内の割増となります。
 - イ 出張作業については、旅費、日当、宿泊料、運搬料等実費の他、基本料金の 2 割ないし 3 割増となります。
- 備考：①上記料金には通船料を含みません。
②一船艙の作業が 2 日以上にわたるときは、別途お見積り申し上げます。

鼠族駆除作業料

1 標準料金 (単位 円)

総トン数	初 日	その後 1 日に付
3,000 トン未満	53,000	26,500
3,000 トン以上	58,000	29,000
5,000 "	64,000	32,000
10,000 "	70,000	35,000

2 付帯条件および割増料金

- ア 上記基本料金には、殺鼠薬剤、捕鼠器材費は含みません。
- イ 出張作業については、旅費、日当、宿泊料等実費の他、基本料金の 2 割ないし 3 割増となります。
- ウ 通船使用の場合は、別途実費を申し受けます。

飲料水等水質検査料

1 標準料金

- 1 検体……………16,000 円
但し、交通費は別途実費を申し受けます。